

# 淑徳大学東京後援会会則

## (名 称)

第1条 本会は「淑徳大学東京後援会」と称する。

## (目 的)

第2条 本会は淑徳大学の発展に寄与するとともに淑徳大学建学の精神の涵養につとめることを目的とし、ひいては会員相互の親睦をはかる。

## (事務局)

第3条 本会の事務局は淑徳大学東京キャンパス内に置く。

## (会 員)

第4条 本会の会員は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2. 正会員は元東京協賛会会員であって入会申込みのあった者。
3. 賛助会員は本会の趣旨に賛同する者で入会申込みのあった者。但し、東京後援会会長の同意を要する者。

## (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |        |     |
|--------|-----|
| 一 会長   | 1名  |
| 二 副会長  | 若干名 |
| 三 常任理事 | 若干名 |
| 四 監事   | 2名  |
| 五 顧問   | 若干名 |
| 六 理事   | 若干名 |

## (役員を選出)

第6条 会長、副会長、監事、常任理事は役員会が選出する。

- 2 理事は淑徳大学東京協賛会の会長、副会長経験者及び東京事務部長(常任理事)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、淑徳大学東京協賛会の役員経験者については、役員会の承認を得て理事として選出することができる。

## (役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の任を代行する。
- 3 監事は会計、経理を監査する。
- 4 常任理事は会長、副会長を補佐し、会務にあたる。
- 5 理事は会務、事業を執行する。

## (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

(事業)

第9条 本会は次の事業を行う。

- 一 淑徳大学の発展のための提案と協力
- 二 大学広報又は会報の発行
- 三 会員相互の親睦のための行事の立案
- 四 東京キャンパス諸活動への支援事業
- 五 その他、本会の目的のための必要な事業

(総会及び役員会)

第10条 総会は年1回行い、次の事項を審議する。

- 一 事業計画・予算
- 二 事業報告・決算
- 三 役員を選出
- 四 その他、必要と認められる事項

2 役員会は会長、副会長、常任理事、監事をもって構成し、必要に応じ臨時開催する。

(運営経費及び会費)

第11条 本会の運営会費は年会費及び寄付をもってあてる。

2 年会費は、次の通りとする。

- 一 正会員 5,000円
- 二 賛助会員 10,000円

(会計)

第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第13条 本会の会計は東京事務部に委託し、東京後援会関係経費の出納は東京事務部長に委嘱し、東京事務部（総務）が業務を分掌する。

(会則の改定)

第14条 この会則の改定は総会において出席者の過半数の賛同をもって成立する。

(附 則)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

初会計は平成30年4月1日より平成31年3月31日までとする。

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

この会則は、令和8年4月1日から施行する。